

| | | | |
|------|--------------------------------------|---------------|------------------------|
| 実施項目 | (18) 公益社団・財団法人への「個人県民税における寄附優遇措置」導入等 | 担当部課 (室) 名 | 総務部税政課 総合政策部県民活動生活課 |
|------|--------------------------------------|---------------|------------------------|

1. これまでの取組状況および課題

地域に密着した民間公益活動や我が国の寄附文化を一層促進するため、平成20年度の地方税法の改正において、所得税法の控除対象寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として地方団体が条例で指定したものを、新たに税額控除の対象とする寄附金税制の拡充が図られた。

公益社団・財団法人に対する寄附金は上記の所得税法に掲げる寄附金に含まれるため、条例で指定可能な他の団体への寄附金と併せて指定についての検討を行う必要がある。

県条例による控除対象寄附金の指定は、県の財政状況を見ながら検討してきたところである。

なお、NPO法人（租税特別措置法に規定する認定特定非営利活動法人を除く。）への寄附金については、現行法上、条例指定できる対象に含まれていないが、平成23年度税制改正で地域において活動するNPO法人等への支援として、寄附対象団体の拡大措置が盛り込まれていることから法改正を見据えた対応が求められる。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

寄附文化の醸成や地域に密着した民間公益活動の促進を図る必要性から、公益社団・財団法人等への「個人県民税に係る条例指定寄附金税額控除制度」の導入に向けて制度設計を行い、財政状況を勘案しながら導入を図る。また、NPO法人についても、同制度拡充に関する国の動向を踏まえて、制度導入について検討を行う。

(2) 具体的な取組

ア 寄附金税額控除の対象として条例で指定すべき寄附金、指定方法などを検討する。

イ 個人県民税の税額控除に係る事務を扱う市町との意見交換および調整を行う。

ウ 寄附金税額控除の対象となる寄附金について定める条例案を検討する。（条例の制定および施行時期は今後の財政状況を勘案して決定する。）

エ 現行法では条例指定できないNPO法人に対する寄附金については、税制改正により地方団体が条例で指定できる仕組みができた時点で検討対象とする。

(3) 平成27年度以降の取組の方向

制度導入後も必要に応じて指定対象の見直しを行う。

3. 具体的取組項目のスケジュール

| 具体的取組項目 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 |
|---|---------------------------|-------------------------|------------|------------|
| ア 寄附金税額控除の対象として指定する寄附金や指定方法の検討 | 庁内関係課との調整 指定対象・指定方法の検討 | → | | |
| イ 市町との意見交換および調整 | | 市町との意見 交換 条例案への反映 | | |
| ウ 寄附金税額控除対象を指定する条例案の検討 | 条例案の検討 | → | | |
| エ NPO法人への寄附金についての検討 | | | | → |
| ※条例指定できるよう税制改正された後、改正内容を踏まえて上記の具体的取組項目について取り組む。 | | | | |